

大和市条例第14号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第14号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和37年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5中「に掲げるときは、次の各号に定める」を「のいずれかに該当するとき
は、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同条第1号中「作動時間が60秒以内」を「種
別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用
自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消
防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項
及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置し
たとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。